

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

猪苗代町長

市町村名 (市町村コード)	猪苗代町 (074080)
地域名 (地域内農業集落名)	千代田 (千代田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月4日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者不在の農業者の農地面積が千代田集落では多く、新たな農地の受け手の確保が必要。担い手が利用する農地面積の団地が無く集約化が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

稲作を主要作物とし、段階的に有機農業に切り替え、団地化を形成する。
担い手に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れ、更に農業者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	32 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地バンクへの貸し付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者より農地利用を進める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員・農地相談員と調整し農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員・農地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
千代田集落において農地の大区画化、汎用化等の基盤整備を令和11年までに計画する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる除草作業はドローン等保有の団体への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②千里地区において管理協定を早急に締結し、地域の基幹作物である稲作を段階的に有機農業に切り替えていく。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮のうえ、出荷・調整施設を整備し農業用施設の集約化を進める。

千代田 地域計画エリア

